



2022年5月30日

各 位

会 社 名 日本コンクリート工業株式会社  
 代 表 者 名 代表取締役社長 塚本 博  
 (コード：5269 東証プライム)  
 問い合わせ先 取締役常務執行役員 今井 昭一  
 (TEL 03-3452-1025)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月29日開催予定の第91回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- ①当社商号の英文表記につき、一部字句の整理をすべく変更をするものであります(現行定款第1条)。
- ②中長期的な事業戦略にあわせて、事業目的の追加をするものであります(現行定款第2条)。
- ③「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり変更するものであります。
  - (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります(変更案第15条第1項)。
  - (2) 書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります(変更案第15条第2項)。
  - (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するものであります(現行定款第15条)。
  - (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- ④会社法改正により「会社法の項数」を修正するものであります(現行定款第37条第3項)。

#### 2. 変更の内容

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更後(案)
(商号) 第1条 本会社は、日本コンクリート工業株式会社と称する。 (英文では、NIPPON CONCRETE INDUSTRIES CO., LTD. と表示する)	(商号) 第1条 本会社は、日本コンクリート工業株式会社と称する。 (英文では、NIPPON CONCRETE INDUSTRIES CO., LTD. と表示する)
(目的) 第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. <条文省略> 2. 建築物、構築物の設計、監理及び工事請負 3. ～6. <条文省略> 7. <u>リサイクル製品</u> 、建設用資材、薬品の販売	(目的) 第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. <現行どおり> 2. 建築物、構築物の設計、監理、 <u>工事請負</u> 、 <u>調査診断及び補修</u> 3. ～6. <現行どおり> 7. <u>環境関連技術製品</u> 、建設用資材、薬品の販

<p>8. ～12. &lt;条文省略&gt;</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第 15 条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告又は監査報告を含む。）に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(選 任)</p> <p>第 37 条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>2. &lt;条文省略&gt;</p> <p>3. 会社法第 329 条第 2 項の監査役補欠者選任の効力は、株主総会において別段の決議がされた場合を除き、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会が開催される時までとする。</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>売</p> <p>8. ～12. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第 15 条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第 37 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>3. 会社法第 329 条第 3 項の監査役補欠者選任の効力は、株主総会において別段の決議がされた場合を除き、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会が開催される時までとする。</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>1. 定款第 15 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
---	--

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 6 月 29 日（予定）  
定款変更の効力発生日 2022 年 6 月 29 日（予定）

以 上